

～ 産婦健康診査を受けましょう ～

○産婦健康診査について

産後はホルモンバランスの関係で、お母さんの心と体は大きく変化します。また赤ちゃん中心の生活リズムになり、睡眠不足など子育ての疲れが重なることで体調を崩したり、気持ちが不安定になりやすい時期です。産婦健康診査は、産後の体の回復状況を確認でき、不安な気持ちや悩みなどを相談できる機会となるため、必ず受診しましょう。

○対象となる方

周防大島町にお住まいの方で、平成31年4月1日以降に出産された産婦さん
※町外に転出された方や、受診日時点で産後2か月を超える方は受診票を使用することができません。

○受診票の交付

妊娠届または転入された妊産婦さんに、福祉課こども家庭センターにおいて受診票を交付します。

○受診時期と回数

産後2週間頃と、産後1か月頃の2回
※受診時期については、医療機関の指示に従って受診してください。

○受診内容

問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック

○委託医療機関

この健診は周防大島町が委託契約をしている医療機関で受診できます。里帰り等で県内外の医療機関を受診される場合、事前に福祉課こども家庭センターにご相談ください。
※委託医療機関以外で、産婦健康診査を自費で受診された場合、産婦健康診査補助金制度(償還払い)をご利用できる場合があります。

〈 問い合わせ先 〉

周防大島町福祉課 こども家庭センター
TEL：0820-77-5508

